

平成28年2月16日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成27年(レ)第94号 不当利得返還請求控訴事件 (原審 室蘭簡易裁判所平成27年(レ)第10号)

口頭弁論終結日 平成27年12月8日

判 決

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

控 訴 人	アイフル株式会社
同代表者代表取締役	福田 吉 孝
同訴訟代理人支配人	伊 藤 孝 二

北海道室蘭市白鳥台1丁目40番19号

被 控 訴 人	████████████████████
同訴訟代理人弁護士	高 村 真 人

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

- 1 本件は、貸金業者である株式会社ライフ（以下「ライフ」という。）及び控訴人との間で継続的金銭消費貸借基本契約に基づいて利息制限法所定の制限利率を超える約定利率による金員の借入れと弁済を繰り返した被控訴人が、上記の制限利率を超えて利息として支払った部分（以下「制限超過部分」という。）

を元本に充当すると過払金が発生しており、かつ、ライフ及び控訴人は悪意の受益者であるから、過払金に対する法定利息（以下「過払利息」という。）が発生していると主張して、不当利得の規定に基づき、ライフを吸収合併した控訴人に対し、136万5063円及びうち92万1501円に対する平成27年1月16日から支払済みまで年5分の割合による法定利息の支払を求めた事案である。

原判決は、被控訴人の請求を全部認容したところ、控訴人がこれを不服として控訴した。

2 前提事実

- (1) ライフは、貸金業法による登録を受けた貸金業者であったものである。控訴人は、貸金業法による登録を受けた貸金業者であり、平成23年7月1日、ライフを吸収合併したものである（以下、ライフと控訴人とを区別することなく、単に「控訴人」という。）。
- (2) 被控訴人は、控訴人との間で、平成10年11月28日、継続的に金員の借入れとその弁済が繰り返される金銭消費貸借に係る基本契約（以下「本件契約1」という。）を締結し、これに基づいて、同日から平成17年6月14日までの間、別紙計算書1の「年月日」欄記載の日のうち、「借入金額」欄に金額の記載のある各日に同欄記載の各金額の金員を借り入れ、「弁済額」欄に金額の記載のある各日に同欄記載の各金額の金員の弁済を行った（以下、これらの借入れ及び弁済を「本件取引1」という。）。被控訴人は、控訴人との間で、平成10年4月2日、継続的に金員の借入れとその弁済が繰り返される金銭消費貸借に係る基本契約（以下「本件契約2」といい、本件契約1と併せて「本件各契約」という。）を締結し、これに基づいて、同日から平成17年5月11日までの間、別紙計算書2の「取引日」欄記載の日のうち、「借入額」欄に金額の記載のある各日に同欄記載の各金額の金員を借り入れ、「返済額」欄に金額の記載のある各日に同欄記載の各金額の金員の弁済を行

った（以下、これらの借入れ及び弁済を「本件取引2」といい、本件取引1と併せて「本件各取引」という。）。被控訴人の弁済は、貸付けごとに個別的な対応関係をもって行われることが予定されているものではなく、本件各契約に基づくそれぞれの借入金の全体に対して行われるものであった。（甲1の1ないし2の2，乙1，乙L1）

- (3) 本件契約1には、分割金の弁済を借入日から32日以内、弁済開始後はその弁済の日の翌日から31日以内に行う旨の期限の定め及び借入利率を年29.2%の割合とする旨の利息の定めがあり、被控訴人が本件契約1に基づく債務の履行を怠ったときは、被控訴人は控訴人からの通知催告がなくとも控訴人に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、その完済に至るまで年39.931%の割合による遅延損害金を支払う旨の約定（以下「本件約定1」という。）が付されていた。本件契約2には、借入利率を年28.8%の割合とする旨の利息の定めがあり、被控訴人が本件契約2に基づく債務の履行を怠ったときは、被控訴人は控訴人からの通知催告がなくとも控訴人に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、その完済に至るまで年29.2%の割合による遅延損害金を支払う旨の約定（以下「本件約定2」といい、本件約定1と併せて「本件各約定」という。）が付されていた。

本件各契約において定められた利息の利率は、いずれも利息制限法1条1項所定の制限利率を超えるものであった。（乙1，乙L1）

- (4) 被控訴人は、本件契約1に基づいて支払うべき借入金の元金の一部及び利息制限法所定の制限利率による利息について平成11年8月27日までに支払うべき義務を負っていたところ、その支払を怠った。（甲1の1，1の2，乙1）

3 争点

本件の争点は、控訴人は民法704条の悪意の受益者であるか否か（争点1），

控訴人が悪意の受益者である場合、過払利息の発生時期（争点2）、返還すべき利益の範囲（争点3）、過払金の発生後に新たな借入れをしたときの利息制限法所定の制限利率（争点4）、本件各約定に基づく期限の利益の喪失後は遅延損害金の発生を前提として引直し計算を行うべきであるか否か（争点5）、の5点である。

4 当事者の主張

(1) 争点1（控訴人は民法704条の悪意の受益者であるか否か）

（被控訴人の主張）

ア 控訴人は、本件各取引につき、その約定利率が利息制限法所定の制限利率を超過していることを知りながら、制限超過部分の弁済を受けていたのであるから、民法704条にいう悪意の受益者に当たる。

イ 控訴人は、貸金業の規制等に関する法律（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下「旧貸金業法」といい、改正の前後を通じて「貸金業法」という。）43条1項のみなし弁済の規定の適用について、個々の取引の際に貸金業法17条及び18条所定の要件を満たす書面を交付しており、旧貸金業法43条1項の適用があるという認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある旨を主張するが、貸金業法17条所定の書面（以下「17条書面」という。）及び18条所定の書面（以下「18条書面」という。）の交付及びその記載について具体的な立証をせず、また、その主張に係る記載も旧貸金業法43条1項の要件を充足しないことは明らかであるから、旧貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情があるといえることはできない。

（控訴人の主張）

ア 控訴人は、最高裁判所平成18年1月13日第二小法廷判決・民集60巻1号1頁の言渡し後、速やかに期限の利益の喪失に関する定めを含む書

面の記載事項を変更し、誤った認識に基づく支払が生じないよう全ての顧客に対しその都度交付する17条書面及び18条書面にも同様に付記した上、交付していた。

イ 控訴人は、借主が支払期日に支払を怠った場合や、支払期日に支払ったものの約定の支払額に不足した場合であっても、直ちに一括支払を請求するといった扱いはしておらず、顧客の事情に応じ、誠実に対応してきたものであり、平成18年判決にいう制限超過部分の支払を事実上強制するような状態は生じていなかった。

ウ また、平成18年判決の言渡し後については、顧客が平成18年判決を認識した上、制限超過部分を支払う可能性もあることから、個々の顧客の認識は別として、少なくとも控訴人としては、顧客が期限の利益の喪失特約の存在により事実上強制されて制限超過部分を支払ったものではないと認識していた。

エ さらに、控訴人は、元金定額返済方式を採用しているため、債務者は、控訴人から交付された17条書面の残債務額の記載によって、最低支払うべき元金の支払額のとおり支払を続けると支払回数及び期間がどのくらいになるかを計算することが可能であるから、自己の債務を明確に認識し、支払計画の参考とすることができる。そのため、控訴人は、自らの交付する17条書面には確定的な返済期間、返済金額等の記載に準ずる記載があり、最高裁判所平成17年12月15日第一小法廷判決・民集59巻10号2899頁にいう貸金業法17条の趣旨に沿うみなし弁済の成立を認めるための交付書面の法定記載要件を満たすと解していた。

オ 控訴人は、旧貸金業法43条1項の適用があるという認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があったから、民法704条の悪意の受益者に当たるものではない。

(2) 争点2 (過払利息の発生時期)

(控訴人の主張)

仮に控訴人が悪意の受益者であるとしても、民法704条の「悪意」と認められるためには、具体的利益に対してこれを収受する権限のないことを具体的に認識している必要があるところ、控訴人は、本訴に直面して初めてみなし弁済の立証が困難であるという認識に至り、それ以前においては収受していた弁済のうち制限超過部分について収受する権限がないとは認識していなかったのであるから、利息が発生するのは訴状送達の日翌日からである。

(被控訴人の主張)

控訴人は悪意の受益者であるから、過払金の発生時から民法704条前段所定の利息を支払わなければならない。

(3) 争点3 (返還すべき利益の範囲)

(控訴人の主張)

控訴人が返還すべき過払金は、法人税として納付した限度において現存しないというべきである。

(被控訴人の主張)

争う。

(4) 争点4 (過払金の発生後に新たな借入れをしたときの利息制限法所定の制限利率)

(控訴人の主張)

最高裁判所平成25年7月18日第一小法廷判決・裁判集民事244号55頁によれば、過払金が発生している時点で新たな借入れをしたときは、利息制限法1条1項にいう「元本」の額は、新たな借入金に上記過払金を充当した後の額をいうところ、平成16年4月24日の被控訴人による弁済によって過払金が生じており、同日の控訴人の被控訴人に対する新たな貸付けに過払金を充当すれば、10万円以下の金額が「元本」の額となるから、従前

と同様に制限利率年18%が適用されるものではない。

(被控訴人の主張)

争う。

- (5) 争点5 (本件各約定に基づく期限の利益の喪失後は遅延損害金の発生を前提として引直し計算を行うべきであるか否か)

(控訴人の主張)

ア 本件契約2には、分割金の弁済期日を毎月28日とする旨の期限の定めが付され、本件各契約には、被控訴人が本件各契約に基づく債務の弁済を怠った場合、期限の利益を喪失する旨の本件各約定が付されていたところ、被控訴人は、本件取引1については平成11年8月27日の弁済期日に、本件取引2については平成12年8月28日の弁済期日に、それぞれ弁済を怠り、期限の利益を喪失した。したがって、上記各日の経過後、残元金について発生したのは利息ではなく遅延損害金であるから、これを前提として引直し計算をすべきである。

イ 控訴人が被控訴人に対して一括弁済を請求せず、被控訴人の弁済能力や信用状況等に鑑みて弁済可能な範囲で分割弁済を受けたことには合理性があり、被控訴人が期限の利益の喪失について誤信していたとは到底考えられないから、控訴人が上記アの主張をすることは信義則に反するという被控訴人の主張は、理由がない。

(被控訴人の主張)

ア 本件取引2の弁済期日が毎月28日であることの立証が十分されておらず、本件取引2について期限の利益を喪失した旨の主張は争う。

イ 仮に被控訴人が期限の利益を喪失していたとしても、控訴人は、期限の利益を喪失した後も、一括弁済を求めることなく、期限の利益を再度付与したことを前提とする計算により算出される残高を前提として本件各取引を継続してきたのであるから、本訴に至り控訴人が期限の利益は喪失した

と主張することは信義則に反し許されない。したがって、本件各取引について遅延損害金が発生したことを前提とした引直し計算をすべきではない。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（控訴人は民法704条の悪意の受益者であるか否か）について

貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき、旧貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるという認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定されるものというべきである（最高裁判所平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁参照）。本件において、控訴人は、本件各取引に係る17条書面及び18条書面の提出など旧貸金業法43条1項の適用要件の充足に関する具体的な立証をしないから、同項の適用は認めることができないところ、仮に控訴人において同項の適用があるという認識を有していたとしても、控訴人が上記立証をしない以上、充足しない適用要件との関係で上記特段の事情が認められるか否かにつき判断することはできないのであって、控訴人が上記認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情を認めることはできないものというべきである。そうすると、控訴人は、民法704条の「悪意の受益者」とであると認めることができる。

2 争点2（過払利息の発生時期）について

過払金充当合意を含む基本契約に基づく金銭消費貸借の借主が制限超過部分の弁済を継続したことにより過払金が発生した場合において、悪意の受益者である貸主は、過払金の発生時から過払利息を支払わなければならないものと解すべきである（最高裁判所平成21年9月4日第二小法廷判決・裁判集民事

231号477頁参照)。前提事実(2)のとおり、本件各取引は継続的に金員の借入れとその弁済が繰り返される金銭消費貸借基本契約（本件各契約）に基づいて行われたものであり、被控訴人の弁済は、貸付けごとに個別的な対応関係をもって行われることが予定されていたものではなく、本件各契約に基づく借入金全体に対して行われたものであるから、本件各契約は、それに基づく各借入金債務に対する各弁済金のうち制限超過部分を元本に充当した結果、過払金が発生した場合には、当該過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意（過払金充当合意）を含むものであると解するのが相当であるところ、控訴人は、上記1のとおり、本件各取引について悪意の受益者であるから、過払金の発生時から過払利息を支払う義務を負う。

3 争点3（返還すべき利益の範囲）について

控訴人は、上記1のとおり、本件各取引について悪意の受益者であるから、民法703条の「その利益の存する限度において」ではなく、民法704条の「その受けた利益に利息を付して」、過払金を返還しなければならない。

4 争点4（過払金の発生後に新たな借入れをしたときの利息制限法所定の制限利率）について

継続的な金銭消費貸借取引に関する基本契約に基づいて金銭の借入れと弁済が繰り返され、同契約に基づく債務の弁済がその借入金全体に対して行われる場合には、各借入れの時点における従前の借入金残元本と新たな借入金との合計額が利息制限法1条1項にいう「元本」の額に当たると解するのが相当であり（最高裁判所平成22年4月20日第三小法廷判決・民集64巻3号921頁参照）、また、上記の場合において、過払金が発生している時点で新たな借入れをしたときには、上記の「元本」の額は新たな借入金に上記過払金を充当した後の額をいうと解するべきである（最高裁判所平成25年7月18日第一小法廷判決・裁判集民事244号55頁参照）ところ、上記契約における利息の約定は、その利息が上記の「元本」の額に応じて定まる同項所定の制限を超

えるときは、その超過部分が無効となるのであって、上記取引の過程で、ある借入れがされたことによって新たな借入金に上記過払金を充当した後の額が同項所定の各区分における上限額を超えることになったとき、すなわち、上記の合計額が10万円未満から10万円以上に、あるいは100万円未満から100万円以上に増加したときは、上記取引に適用される制限利率が変更され、新たな制限を超える利息の約定が無効となるが、ある借入れがされたことによって新たな借入金に上記過払金を充当した後の額が同項所定の各区分における下限額を下回ることになったときであっても、一旦無効となった利息の約定が有効になることはなく、上記取引に適用される制限利率が変更されることはないというべきである（平成22年判決参照）。

これを本件についてみると、前提事実(2)のとおり、本件取引1の開始当初の借入金額は20万円であり、本件取引2の平成10年4月28日の借入時の借入金額は10万円であったから、これらの時点で本件各取引に適用される制限利率は年18%となるところ、支払われた各金員のうち制限超過部分を本件各契約に基づく借入金債務の元本に充当して計算し、その後の借入れによって各借入れの時点における従前の借入金残元本と新たな借入金との合計額が10万円未満になったからといって、適用される制限利率が年20%に変更されることはない。

この点に関する控訴人の主張を採用することはできない。

- 5 争点5（本件各約定に基づく期限の利益の喪失後は遅延損害金の発生を前提として引直し計算を行うべきであるか否か）について

前提事実(2)ないし(4)のとおり、本件契約1には、被控訴人が本件契約1に基づく債務の履行を怠ったときは、被控訴人は控訴人からの通知催告がなくとも控訴人に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失する旨の本件約定1があるところ、被控訴人は、借入金の一部につき平成11年8月27日までに支払うべき義務があったにもかかわらず、その弁済を怠ったものであり、同

日の経過により、期限の利益を喪失した。これに対して、本件契約2の契約書（乙L1）には、分割金の弁済を毎月26日ないし3日とする記載があるが、毎月28日とする記載はないこと、本件取引2の弁済の日及び額が一定していないことからすると、本件契約2について、分割金の弁済期日を毎月28日とする旨の期限の定めがあったと認めることはできず、被控訴人は、借入金の一部につき平成12年8月28日までに支払うべき義務があったにもかかわらず、その弁済を怠り、同日の経過により期限の利益を喪失したということとはできない。

そこで、本件取引1について検討するに、証拠（甲1の2、2の2、乙1、乙L1）及び弁論の全趣旨によれば、① 控訴人は、被控訴人が平成11年8月27日の経過により期限の利益を喪失した後も、被控訴人に対し、元本や遅延損害金の一括弁済を求めたり、毎月の最低支払うべき金額に遅延損害金を上乗せした金額を支払うことを求めたりすることなく、新たな貸付けを行っていたこと、② 控訴人は、被控訴人が期限の利益を喪失した後も、それ以後常に遅延損害金が発生しているという取扱いをせず、被控訴人の弁済が約定の弁済期日に遅れた場合に限りその遅れた日数についてのみ遅延損害金を発生させる取扱いをしていたことが認められるが、金銭の借主が期限の利益を喪失した場合、貸主において、借主に対して元金の一括弁済を求めるか、それとも元金及び遅延損害金の一部弁済を受領し続けるかは、貸主が自由に決めることができることであるから、それだけで控訴人が被控訴人に対して期限の利益を再度付与したとか、控訴人において被控訴人が本件約定1により期限の利益を喪失したと主張することがおよそ信義則に反し許されないということとはできない。

もっとも、控訴人は、上記のとおり、本件取引1について、被控訴人が期限の利益を喪失した後も、常に遅延損害金が発生しているという取扱いはせず、被控訴人の弁済が約定の弁済期日に遅れた場合に限りその遅れた日数についてのみ遅延損害金を発生させる取扱いをしていたのであるから、その範囲を超え

て、期限の利益の喪失の後には、約定の各弁済期日に遅れたか否かを問わず、元金全体について遅延損害金を発生させるべきであると主張することは、控訴人自身の従前の行動と相反し、その点において信義則に反するということができる。本件取引1については、上記弁済期日に遅れた日数に限り、遅延損害金の発生を前提として引き直し計算を行うのが相当である。

6 上記1ないし5に従って引直し計算をすると、別紙計算書1及び2のとおりとなる。

第4 結論

以上によれば、被控訴人の請求を全部認容した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

札幌地方裁判所民事第1部

裁判長裁判官 内 野 俊 夫

裁判官 渡 邊 哲

裁判官 北 島 睦 大